



# リロ少額短期保険の現状

令和5年版／令和4年度決算

本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条および同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料  
(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

## 会社概要(令和5年3月31日現在)

商号	株式会社リロ少額短期保険
本社所在地	東京都新宿区新宿4丁目3番23号
設立	平成28年12月12日
登録日	平成30年1月19日 関東財務局長(少額短期保険 第86号)
資本金	2.5億円(株式会社リログループ100%出資)
決算月	3月
事業内容	少額短期保険業

## ご挨拶

株式会社リロ少額短期保険は、平成30年1月19日付けで関東財務局より少額短期保険業第86号として登録を受け、同年4月9日より営業開始いたしました。

当社は東証プライム市場上場の株式会社リログループの100%子会社としてリロケーションカンパニーの使命を達成するために保険商品を通じてお役に立てることを目指しております。

お陰様で開業以来、五年が経過いたしました。  
開業5年目の令和4年度の業績につきましては、昨年度比で保有保険契約件数13.7%、収入保険料は18.6%の増加となりました。

これらの結果は、ひとえにお客様と代理店の皆様のご支援の賜物であり、役職員一同深く感謝申し上げます。

今後も、保険業法の目的である「保険契約者の保護、国民生活の安定および国民経済の健全な発展」を経営理念の柱として、保険契約の募集から保険金の支払いに至るまで、コンプライアンス〔法令順守〕を徹底してまいります。  
どうぞ、よろしくごお願い申し上げます。

令和5年7月

株式会社リロ少額短期保険  
代表取締役 阿部 映二

## 目 次

I 経営について	3
重要な親会社及び子会社等の状況	3
代表的な経営指標	3
令和3年度の事業概況	4
内部統制	4
コーポレート・ガバナンスの状況	4
コンプライアンスの徹底	5
情報開示	5
反社会的勢力等への対応	5
リスク管理態勢	6
情報管理方針	7
勧誘方針	11
保険募集制度	12
お客様本位の業務運営に係る基本方針	13
II 商品・サービスについて	13
保険商品：賃貸生活総合保険	13
III 業績データ	18
主要な業務の状況	18
経理に関する指標等	20
IV コーポレートデータ	29
株式の状況	29
組織図	30
役員の状況	30
従業員の状況	30
子会社の状況	30
店舗	30

## I 経営について

### 重要な親会社及び子会社等の状況

#### 1. 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	親会社が有する 当社の議決権比率
株式会社 リロググループ	東京都新宿 区新宿四丁 目3番23 号	社宅管理・ 賃貸管理・ 福利厚生・ 海外赴任支 援・海外現 地支援	昭和42年 3月15日	26億6,704 万7,000円	100%

#### 2. 子会社等の状況

該当ありません。

#### 3. 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当ありません。

#### 4. その他少額短期保険業者の現況に関する重要な事項

該当ありません。

### 代表的な経営指標

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
正味収入保険料	13,565	16,229
経常収益	534,086	657,632
保険料等収入	533,811	657,630
経常費用	580,769	694,042
保険金等支払	328,910	412,633
事業費	233,699	256,679
113条繰延資産償却費	23,152	23,152
113条繰延額	0	0
経常利益（又は経常損失）	△46,683	△36,410
当期純利益（又は当期純損失）	△47,098	△36,998
資本金	200,000	225,000
発行済株式総数	4,000株	5,000株
保険業法上の純資産	107,211	120,690
総資産額	262,835	274,800
責任準備金残高	16,255	16,743

113 条繰延資産	92,609	69,457
繰延税金資産	0	
ソルベンシー・マージン比率	276.9	789.6
ソルベンシー・マージン総額	14,602	51,233
リスクの合計	10,544	12,976
配当性向	—	—
有価証券残高	0	0
従業員数	2 人	2 人

### 令和 3 年度の事業概況

当社は平成 30 年 1 月 19 日に少額短期保険業者（関東財務局長（少額短期保険）第 86 号、本社所在地：東京都新宿区新宿四丁目 3 番 2 3 号）として登録を完了し同年 4 月 9 日より営業開始いたしました。当面、株式会社リログループ内の不動産管理会社を中心とした販売代理店を増加させ、「賃貸生活総合保険」の販売を行って参ります。

（当年度業績）

開業 4 年目の令和 3 年度の業績につきましては、昨年度比で保有保険契約件数 13.7%、収入保険料は 18.6%の増加となりました。また、ソルベンシー・マージン比率は 789.6%を維持することができました。

### 内部統制

当社は、会社としての経営方針を定め、法令等の遵守、契約者等の保護、リスク管理等の観点から重要な経営諸施策の方針を取締役に決定いたします。同時に適切な内部統制のシステムを構築しながら、業務執行を監督いたします。代表取締役社長はこれら取締役会の決定をもとに職務を執行し、組織全体に方針を徹底させます。経営上重要かつ基本的な事項に関して協議し、代表取締役社長に意思決定の資料を提供する役割も果たします。なお、親会社である株式会社リログループ内の法務コンプライアンス部門および内部監査室の監査を適宜受け、内部管理統制・個人情報管理等のチェックを行って参ります。またコンプライアンス・個人情報に関しては、適宜 e ラーニングを所属員で受講して参ります。

### コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、少額短期保険業の公共性を重視するとともに、取巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、各種法令を遵守するとともに業務の健全な運営を行うため、下記の体制を確立しています。

#### 1. 取締役会

内部統制システムの構築、経営方針・経営計画の策定・決定を行います。また、法令の遵守、保険募集、顧客の保護、財務の健全性、商品開発管理、保険引受リスク等の整備、検討、承認を行います。代表取締役は、これら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、

組織全体に方針を周知徹底します。

## 2. 各種委員会

コンプライアンス委員会：コンプライアンスに係る方針・施策・教育計画等の承認と決定を行うとともに、その推進状況、重要な課題を取締役に報告します。

リスク管理委員会：当社事業に関するリスク分析を行い、その管理体制の強化・管理手法の協議検討を行い各部門のリスク管理状況を総合的に把握します。

保険金支払検証委員会：契約者保護を図るため、保険金請求に関する苦情案件は、外部の弁護士に参加いただき、公平な判断を諮ります。

保険計理人：財務の健全性に関する法令で定められた確認検証業務を行い、意見書を取締役に提出します。

## コンプライアンスの徹底

当社は、コンプライアンスが経営の基本であると考え、以下の方針を定めこれを実行しています。

1. 全役職員に対し、行動規範、各種法令および社内規程・ルールを遵守させるため、コンプライアンス委員会を置く組織体制としています。
2. 年間コンプライアンス・プログラムを策定し、各部門は全社目標、部門取組み施策に従い、それを着実に実行していきます。
3. 社内各部門、代理店の業務遂行状況の監査を毎年実施し、その結果と改善状況等をコンプライアンス委員会と取締役会に報告します。

## 情報開示

当社はお客様をはじめとするあらゆる皆様に、当社をご理解いただき、また正しくご評価いただくために当社に関する情報の適宜・適切な開示に努めています。

## 反社会的勢力等への対応

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

### 1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係(提携して融資取引を実施する場合を含む)を含め、反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。

反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。

取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう必要な措置を講じます。

反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

## 2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、組織的かつ適正に対応します。

## 3. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

## 4. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、職員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

## 5. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、役員、社員および代理店等の安全を確保します。

## リスク管理態勢

当社は、少額短期保険事業を行うにあたり直面する業務上の各リスクにつき、適切な予防策を講じるとともに、危機発生時に対応するため、以下のリスク管理体制を整備しています。

### 1. 保険引受リスク

取締役会がリスク管理委員会を開催し引受リスクを決定します。

商品開発および商品改定等に関するリスク、保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な準備金および支払備金の積立に関するリスクを検討し、経営の安定化を図っています。

(1) 集積リスク 名寄せシステムにより、一の被保険者に係る保険金額の限度額および一の保険契約者の総数の限度を管理します。

(2) 危険リスク 賃貸借契約を締結する住宅専用の建物もしくは戸室にご入居のみなさまのリスクのみをお引受します。

(3) 損害率変動リスク

お引受した保険契約の一部を再保険契約に付すことでリスクのコントロールを行っています。再保険先は、S & P社による格付けでA-以上の格付けを維持していることを要件としています。

当社はTransatlantic Reinsurance Company, Singaporeと再保険契約を締結し、比例再保険方式により95%の割合で再保険を付保することにより、十分な保険金支払能力を確保し経営の安定化を図っています。巨大災害の発生時においても確実に再保険金の回収ができるよう、上限額の設定等を含む再保険契約条件を十分に検討し、取締役会で決

定しています。

また、保険期間中に経営維持に重大な影響を与えると見込まれる事由が発生した場合、保険計理人の意見に基づき取締役会で決議し、財務局に届出た上で、保険金の削減を実施します。

2. 事務リスク 社員・代理店による事務処理上のミスや不正な処理を防止するため当社はデータ入力等をシステム化し、そのシステムによるチェック機能を使い契約の引受けと保全に関連する事務ミス等の発生を防いでいます。
3. システムリスク コンピュータからの情報漏えい、およびシステム障害等を排除するため、基幹システムの運営をPマーク認定および IS027001 を認証取得しているシステム管理会社に委託するとともに、機密保持契約を締結しています。
4. 資産運用リスク 日常の資金繰りを管理するとともに、大規模災害発生時には再保険金の迅速な回収により、保険金支払いと当社の資金繰りが円滑に行われるよう体制を管理しています。資産の運用につきましては、安全性と流動性の確保を第一義としています。

#### 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。『支払時情報交換制度』に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

## 情報管理方針

### 個人情報保護に関する基本方針

株式会社リロ少額短期保険(以下「当社」といいます。)は、生活総合支援サービス産業構築の一翼を担う企業として、お客様に信頼頂ける少額短期保険業者を目指すために、個人情報の重要性を認識し、役員はじめ全従業員は個人情報保護に関する法規範を遵守し、次に示す当社基本方針を具現化するために、JISQ15001 に準拠したマネジメントシステムを構築し、常に社会的要請の変化に着目し、継続的改善を含め全社を挙げて取り組むことを宣言します。

#### 1. 個人情報の取得・利用・提供

個人情報を取得する際は、当社の事業に必要な範囲内で利用目的を特定、明示し、その利用目的について直接書面で本人の同意を得たうえで、適法かつ公正な手段により行い



ます。また、直接書面で本人の同意を得る以外の方法で取得する場合は、この利用目的をあらかじめ公表または速やかにご本人への通知を行います。

また、取得した個人情報は、あらかじめ特定した利用目的の範囲内のみで利用および提供を行い。特定された利用目的を達成する範囲を超えた個人情報の取扱いは行わないとともに、目的外利用などの不適切な取扱いが起らない措置を講じます。

## 2. 個人情報に関する法令、その他規範遵守

個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守するとともに、JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）の要求事項に基づき個人情報の保護に努めます。

## 3. 個人情報のリスク防止、是正

個人情報の漏洩、滅失又はき損、法令や国が定める指針その他の規範に対する違反、経済的不利益、社会的な信用の失墜、本人への影響等の恐れなどのリスクに対し、ID/パスワード管理、アクセス管理、ファイアウォール構築、入退室管理、教育の徹底、その他合理的な防止策を講じるとともに、監査を行い定期的に見直し是正して参ります。

## 4. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

個人情報保護のため、個人情報保護マネジメントシステムに基づく、当社マネジメントサイクルを確立し、継続的に改善します。

## 5. 苦情および相談

個人情報の開示・訂正・削除、利用又は提供の停止（以下「開示等」）および苦情や相談に対応するため、「個人情報相談窓口」を設置し解決に努めます。なお、開示等については、ご本人自身であることを確認させていただきます。

個人情報相談窓口 TEL：03-5312-8960

E-mail：privacyRIN@relo.jp

個人情報保護管理者 個人情報保護担当取締役

## 個人情報の取扱いについて（個人情報利用目的公表事項）

株式会社リロ少額短期保険（以下「当社」といいます。）は、当社の「個人情報保護に関する基本方針」に則り、以下に当社における個人情報の取扱いについて公表いたします。つきましては、以下の内容を十分ご理解いただき、ご同意の上、当社のサービスのご利用および個人情報のご提供をお願い申し上げます。

## 1. 個人情報取扱事業者名および個人情報保護管理者

株式会社リロ少額短期保険

個人情報保護管理者 個人情報保護担当取締役

## 2. 当社が保有する個人情報

(1)お客様の個人情報

- ① 各種保険契約の引受、継続、維持管理に必要な、お客様の氏名、住所、生年月日、性別、職業等
- ② 以下に記載する利用目的を達成するために必要な個人情報

(2)ホームページなどからのお問い合わせ、依頼、登録にて取得する個人情報

(3)お取引先関係者様の個人情報

(4)採用応募者の個人情報

3. 個人情報の利用目的

(1)お客様の個人情報の利用目的

- ① 各種保険契約の引受、継続、維持管理
- ② 保険金等の支払
- ③ 保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ④ 提携会社や関連会社を含めた各種商品・サービス等のご案内・ご提供・管理
- ⑤ 市場調査ならびにデータ分析やアンケート実施等による新たな商品・サービスの開発
- ⑥ その他、上記①～⑤に付随する業務ならびにお客様とのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

(2)ホームページなどからのお問い合わせ、依頼、登録にて取得する個人情報の利用目的

- ① 当社サービスに関するお問い合わせ、依頼、登録への回答、連絡、資料の発送のため

(3)お取引先関係者様の個人情報の利用目的

- ① 商談および業務上必要な諸連絡のため
- ② お取引先様との業務管理および支払・入金処理のため
- ③ リログループ各社の商品およびサービスのご案内のため

(4)採用応募者の個人情報の利用目的

- ① 採用応募者への情報提供、連絡のため
- ② 採用業務管理のため

4. 個人情報の第三者提供について

個人情報の第三者提供について

(1)法令に基づく場合

(2)当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合

(3)再保険契約に伴い、当該保険契約の情報を提供する場合

(4)不適切な保険引受や保険金支払を未然に防ぐため、一般社団法人日本少額短期保険協会および他の少額短期保険業者、保険会社との間で情報を交換する場合

5. 個人情報の委託について

当社は、業務を円滑に進めるために、利用目的の達成に必要な範囲において、外部業者に個人情報の一部または全部の処理を委託する場合があります。この場合は、適切な個

個人情報の取り扱いが行われることを確認し、保護措置を講じたうえで委託を行います。

#### 6. 個人情報の共同利用について

当社は、取得した個人情報について、以下の共同利用を行う場合があります。

- (1) 共同して利用される個人情報の項目 採用応募者の氏名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス
- (2) 共同利用者の範囲 採用応募者の個人情報は、当社が所属する「リロググループ」において、共同利用する場合があります。採用応募者の個人情報について、共同利用を行う「リロググループ」の範囲につきましては以下のウェブサイトの一覧をご覧ください。（グループ会社は適宜更新しております）[http://www2.relo.jp/privacy\\_k.html](http://www2.relo.jp/privacy_k.html)
- (3) 共同利用者の利用目的 採用業務管理のため
- (4) 共同利用を行う個人情報の管理について責任を有する者 株式会社リロググループ個人情報保護管理者 法務コンプライアンス室室長
- (5) 個人情報の取得方法 採用募集に対する応募による取得

#### 7. センシティブ情報の取扱いについて

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 10 に基づき、お客様の人種、信条、門地、本籍地などのセンシティブ情報については、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得、利用または第三者提供を行います。

センシティブ情報については、金融分野における個人情報に関するガイドライン第 5 条により利用目的が限定されておりますので、これらの情報については限定されている目的以外では利用または第三者提供いたしません。

#### 8. 個人情報の安全管理措置

当社は、取得した個人情報につきましては、漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のため必要、かつ適切な措置を講じます。

#### 9. 当社ウェブサイトについて

- (1) SSL、ファイアウォールについて当社のウェブサイトにおいて個人情報を入力していた部分には SSL(Secure Socket Layer)のデータ暗号化システムを利用しております。また、当社のウェブサイトには、情報保護のためファイアウォールを設置しております。ただし、セキュリティを完全に保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

- (2) クッキー (Cookie) について当社のウェブサイトでは、お客様の利便性の向上およびアクセスログの収集・分析のため、クッキーを利用し、お客様の端末情報を識別しております。

お客様がご利用のブラウザを設定することにより、クッキーの受け取りを拒否したり、クッキーを使用しているウェブページを訪問しようとしているときに事前にその旨を表示したりすることができます。設定につきましてはご利用のブラウザの設定メニューなどをご確認ください。尚、クッキーの受け取りを拒否することにより、当社のウェブ

サイト上のサービスの一部がご利用になれなくなることがあります。

- (3) 当社ウェブサイトからリンクする第三者のウェブサイトについて当社ウェブサイトからリンクする第三者のウェブサイトにおける個人情報の取り扱いについては、当社では一切責任を負いかねます。各リンク先の個人情報の取り扱いに関する方針や注意事項をご確認ください。

10. 個人情報を提供されることの任意性について

お客様による個人情報の提供は任意です。ただし、当社の各種サービスをご利用の場合、サービス提供に必要な個人情報を提供いただけない場合には、ご希望のサービスがご利用になれないこともございますのでご了承ください。

11. 開示対象個人情報の開示請求および問合せについて

当社では、ご本人からの請求により、当社が保有する開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止のご連絡をいただいた場合には、ご本人であることを確認の上で、すみやかに対応いたします。ただし、委託を受けている情報など当社がこれらの措置を直接実施する権限を有しないものを除きますのでご了承ください。

開示などのご請求は、下記の「個人情報相談窓口」にて承ります。ご要望をお受けした場合、当社より必要書類・記入事項のご案内を記載した専用請求書を郵送いたします。所定の事項を全てご記入いただき、ご案内する本人確認に必要な書類とともにご返送願います。代理人様によるご請求の場合は、代理人であることを確認できる書類も必要となりますのでご注意ください。

尚、利用目的の通知、開示につきましては、1回の請求ごとに手数料1,000円（税込）が必要となります。費用のお支払については、1,000円分の郵便定額小為替を請求書類に同封していただきます（郵便局に支払う手数料はご請求者のご負担となります）。

開示した内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者への提供停止のご請求につきましては、手数料はかかりません。

個人情報相談窓口 TEL : 03-5312-8960

E-mail : [privacyRIN@relo.jp](mailto:privacyRIN@relo.jp)

個人情報保護管理者 個人情報保護担当取締役

## 勧誘方針

当社は、相互扶助の精神に基づいて、常にお客様の立場に立ち、信頼される少額短期保険業者を目指します。「保険業法・金融商品の販売等に関する法律」、「消費者契約法」、その他の法令等を遵守し、公正かつ適切な経営を行うとともに、誠実な営業活動を行います。

1. 法律・法令等を遵守し、適切な勧誘を行います

保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他の関係法令等を遵守します。

全社員及び少額短期保険募集人に対する関係法令等の遵守に係る教育・指導の徹底をはじめ、法令等遵守体制の強化に努めます。

2. ニーズに沿ったご案内をいたします

お客様の意向や実情に沿った適切な保険商品・サービス等をご選択いただけるよう努めます。

3. わかりやすい説明をするよう努めます

保険商品やサービス等のご説明に際しては、説明内容を工夫し、ツール作成などによりお客さまに十分ご理解いただけるように努力します。

4. 個人情報を大切に扱います

お客様のプライバシーを保護し、業務上知り得たお客様に関する情報については厳重な管理を行います。

5. 迅速かつ的確な処理に努めます

お客様からのお問い合わせには、迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。

保険事故が発生した場合の保険金のお支払手続きに際しては、迅速かつ適切に処理するよう努めます。

6. お客様にご信頼・ご満足いただけるサービスの提供に努めます

お客様からの貴重なご意見等を収集し、その後のお客様へのサービス向上に生かし、お客様の満足度をより高められるよう努力してまいります。

## 保険募集制度

代理店登録および届出 当社と委託契約を締結した代理店が保険募集を行うためには、保険業法第 276 条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っております。また実際にお客様と保険契約の手続きを行うことができる保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。

代理店の業務 代理店は、当社に代わってお客様に適切な保険商品をお勧めし、お客様のご意向を確認した上で保険契約を締結し、保険料を受領しています。保険商品をご案内する際には商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明していきます。

代理店教育 代理店に対して各種法令、社内規程等で定められた保険募集ルールを周知徹底させるため、契約募集マニュアル等を作成して教育を行っています。

代理店監査 代理店による保険募集が適正に行われている事を確認するため、

毎年、代理店の監査計画を策定の上、代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、不備等のある場合は業務適正化の指導を行っています。

## お客様本位の業務運営に係る基本方針

### 1. お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表

株式会社リロ少額短期保険（以下、「当社」という）は、お客様の利益に繋がる誠実かつ適切な企業活動を行うために、株式会社リログループ信条『顧客には、できる限り最高のサービスを提供しなければならない』に基づいた「お客様本位の業務運営に係る基本方針」を定めます。

### 2. 顧客への最善の利益追求

当社は、お客様に最善の利益がもたらされるよう常に追求し、行動いたします。

### 3. 利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理してまいります。

### 4. 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客様目線を持ち、不明や不安な点がないか確認しながら情報提供に努めます。

### 5. 顧客にふさわしいサービスの提供

当社は、できる限りお客様のニーズに応えられるよう、お客様にふさわしいサービスを提供いたします。

### 6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み

当社は、お客様との信頼関係を構築していくため、高い倫理観を持ち、専門的な知識を兼ね備えた人材育成に努めます。

## Ⅱ 商品・サービスについて

### 保険商品：賃貸生活総合保険

#### 賃貸生活総合保険の特徴

火災をはじめさまざまな偶然な事故により、入居者（被保険者）の所有する家財に損害を被った場合や、賃貸借契約に基づき、または緊急的に入居物件を修理した費用を費用補償保険金としてお支払いします。さらに、火災等により宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用について仮住まい費用保険金をお支払いします。また、入居者（被保険者）による第三者や貸主に対する損害賠償事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

保険期間：1年または2年




保険始期：保険開始日の 16 時に開始

お支払いする保険金：家財保険金、費用保険金、第三者に対する賠償責任保険金、貸主に対する賠償責任保険金です。


**商品案内** 保険期間は1年もしくは2年です。

**家財の補償** 居住用賃貸住宅にお住いの方を対象とした家財が補償されます。

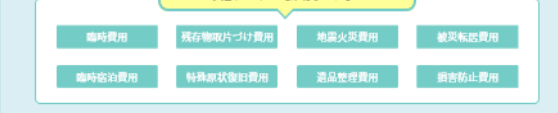


①～⑪一戸30万円を超える現金は等々430万円とみなします。


**費用の補償** さまざまな費用が補償されます。



その他のいろいろな出費をサポート




**賠償責任の補償**



第三者への賠償責任が認められた場合  
日常生活で発生した第三者への賠償などが発生した場合

**その他のサポート**



被褥事故弁護士費用補償特約  
偶発的な事故により、被害を回復、法律相談費用または弁護士費用を負担したとき

## 契約手続

### 1. 意向の把握

当社代理店（不動産管理・仲介業者）で入居物件が決まりましたら、お客様にパンフレット、重要事項説明書をお渡しして、賃貸入居者に係るリスクを説明するとともにお客様の意向を把握し、当社の保険商品（賃貸生活総合保険）を提案します。

### 2. 商品説明および重要事項説明

パンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）により、提案した保険商品の内容がお客様の意向に合致していること、また補償内容、加入コース（保険料）、告知事項、注意事項等をわかりやすく説明します。

### 3. 意向の確認

賃貸借契約書の記載事項と、お客様が希望する加入コースや保険期間等の契約内容をもとに代理店（募集人）が作成した加入申込書を提示し、その記載内容に間違いがないか、また、お客様の意向に合致しているかを確認していただきます。

#### 4. 契約の締結

加入申込書の「契約申込印兼告知印」欄に記載された内容をお客様に確認していただき、所定の欄に自署または記名・押印をしていただきます。

また、保険証券の発行を希望される場合には、「保険証券の発行省略についてのご確認欄」にチェックをしていただきます。

#### 5. 保険料の領収・申込書(控)の交付・保険証券発行

お客様に所定の保険料をお支払いいただき、保険料領収証および加入申込書(控)をお渡します。また、お客様の保険契約の内容は当社のホームページで確認することができますが、保険証券の発行を希望された場合は、後日保険証券を郵送します。

#### クーリング・オフについて

当社では、「クーリング・オフ制度」を採用しております。

クーリング・オフ(契約の撤回)につきましては、8日以内に②-④の方法で請求ください。ただし、⑤-⑧の契約のケースではクーリング・オフの対象にはならず、保険契約を解約していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ① クーリング・オフは、ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか、遅い日から8日以内であれば行うことができます。
- ② クーリング・オフの手続きは、取扱代理店ではできませんので、当社の下記<送付先>に必ず上記①の期間内に(8日以内の消印有効)郵便または電磁的記録(電子メール)にてご送付ください。
- ③ クーリング・オフされた場合、すでにお支払になった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、当社および取扱代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割り計算によりお支払いいただく場合があります。
- ④ クーリング・オフをご希望される場合は、葉書または電磁的記録(電子メール)に次の必要事項をご記入いただきお送りください。

##### 《必要事項》

- ・ご契約をクーリング・オフする旨の内容
  - ・ご契約者の氏名(押印)、住所、連絡先電話番号
  - ・ご契約申込日 ・ 保険証券番号 ・ 取扱代理店名
- <送付先> 〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-3-23

#### クーリング・オフできない場合について

- ⑤ 法人、事業所、官公庁、組合その他の法人または団体が締結した保険契約
- ⑥ 個人が営業又は事業のために締結した保険契約



- ⑦ 既に保険金の支払事由が発生している保険契約
- ⑧ 通信機器または情報処理機器を利用する方法により申込まれた保険契約

### 法令による注意事項（特にご注意いただくこと）

1. 当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の処置の適用はなく、また保険契約の移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。
2. 当社が引受ける「賃貸生活総合保険」の保険期間は1年間または2年間のいずれかになります。また、この保険契約により当社が支払う保険金の合計額は、1回の事故につき、保険証券等記載の金額を限度とします。
3. 保険金支払事由が集中して発生し、当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
4. 一保険契約者について引受ける全ての被保険者の総数は原則100名までとなります。
5. この保険の収支を検証して不採算となる場合で、継続契約の引受けが困難となった場合には、継続契約をお引受けできないことがあります。

### 保険金のお支払

事故が発生した場合の保険金の支払いは、当社の最も重要な業務です。迅速で的確な損害調査を行い、公平・公正な保険金支払を遂行し、保険契約者および代理店から高い信頼を得るため、当社では「保険金請求に必要な書類を受領した日から、30日以内にお支払することを約束しています（特別な調査を要する場合を除きます）。

#### 1. 保険金支払のフロー

	火災、盗難、破損・汚損、水濡れ	賠償責任(個賠、借家賠)	費用補償
保険金種目	損害保険金(家財)	日常生活賠償責任保険金 借家人賠償責任保険金	各種費用保険金 臨時、残存物取片付け、失火見舞、地震火災、被災転居、臨時宿泊、ドアロック交換、戸室修理、ガラス、水道管、特殊現状復旧、遺品整理、損害防止 被害事故弁護士費用保険金(特約)
保険金お支払いまでの流れ	事故のご連絡 保険金請求必要書類のご依頼 保険金支払い予定額のご案内 保険金のお支払	事故のご連絡 保険金請求必要書類のご依頼 損害原因などの聴取・確認 解決へのアドバイス 示談書(免責証書)の受理 保険金支払い予定額のご案内 保険金のお支払	事故のご連絡 保険金請求必要書類のご依頼 保険金支払い予定額のご案内 保険金のお支払
必要書類	<b>(家財)</b> ・保険金請求書 ・損害品明細 ・罹災証明書等 ・損害物写真  <b>(盗難)</b> ・保険金請求書(盗難届受理番号) ・損害品明細書 ・損害品確認書類	・保険金請求書 ・修理見積書(損害確認書類) ・示談書(免責証書) ・損害物写真	・保険金請求書 ・費用明細書/領収書 ・罹災証明書(地震火災費用)

## 2. 事故受付について

当社では、火災・賠償事故発生の際の事故受付を 24 時間 365 日体制で行っております。

事故受付専用：0120-521-792（受付時間 24 時間 365 日）

## 3. 適正な保険金支払のために

保険金支払は、「損害調査業務サービスマニュアル」に基づき公正に支払いをし、その業務の適正性について監査を行っています。

## 4. 再審査請求制度について

お客様からの保険金請求に対して、当社のお支払に関する判断につきご了承いただけない場合には、お客様からのご請求により「再審査請求制度」をご利用いただくことができます。お客様から再審査のご請求をいただいた事案については、外部の弁護士を入れた「保険金検証委員会」において、判断内容について再審査します。

### 再審査請求の対象事案

「再審査請求制度」の対象となる事案は、ご契約内容（約款）に基づき、保険金支払の対象外とされたものです。

## 指定紛争解決機関

お客様の必要に応じて、指定少額短期保険業務紛争解決機関である「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。「少額短期ほけん相談室」は公正かつ中立な立場からお客様と少額短期保険業者との和解の斡旋・解決支援を行っております。

少額短期ほけん相談室 TEL:0120-82-1144

FAX : 03-3297-0755

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00

受付日 : 月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

一般社団法人日本少額短期保険協会

〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目 12 番 8 号 HF 八丁堀ビルディング 2 階

TEL : 03-6222-4422

### Ⅲ 業績データ

#### 主要な業務の状況

主要な業務の状況を示す指標等（保険種目の区分ごとの正味収入保険料及び元受正味保険料、支払再保険料、保険引受利益、正味支払保険金及び元受正味保険金、回収再保険金）

##### ① 正味収入保険料

（単位：千円）

種目 \ 年度	令和3年度	令和4年度
火災保険	13,565	16,229
合計	13,565	16,229

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

##### ② 元受正味保険料

（単位：千円）

種目 \ 年度	令和3年度	令和4年度
火災保険	271,200	324,926
合計	271,200	324,926

※元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金およびその他返戻金を控除したものをいいます。

##### ③ 支払再保険料

（単位：千円）

種目 \ 年度	令和3年度	令和4年度
火災保険	257,634	308,696
合計	257,634	308,696

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

##### ④ 保険引受利益

（単位：千円）

種目 \ 年度	令和3年度	令和4年度
火災保険	△23,531	△13,259
合計	△23,531	△13,259

※保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る収支を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

種目	年度	令和3年度	令和4年度
火災保険		2,471	2,883
合計		2,471	2,883

※正味支払保険金とは、元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

種目	年度	令和3年度	令和4年度
火災保険		49,436	58,059
合計		49,436	58,059

※元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

種目	年度	令和3年度	令和4年度
火災保険		46,964	55,176
合計		46,964	55,176

保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当ありません

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

年度	令和3年度			令和4年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災保険	18.2%	391.0%	409.2%	17.8%	296.9%	314.6%
合計	18.2%	391.0%	409.2%	17.8%	296.9%	314.6%

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率＝正味損害率+正味事業費

※正味事業費＝事業費－再保険手数料

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

年度	令和3年度			令和4年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災保険	26.8%	101.0%	127.8%	27.9%	96.2%	124.1%
合計	26.8%	101.0%	127.8%	27.9%	96.2%	124.1%

※発生損害率=当期発生保険金等÷当期既経過保険料

※事業費率=事業費(事業費+保険業法113条繰延額(△)+保険業法113条繰延資産償却費)÷当期既経過保険料

※合算率=発生損害率+事業費率

④ 出再を行った再保険会社の数と再保険料の上位5社の割合

令和3年度		令和4年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
1社	100%	1社	100%

⑤ 支払再保険料の格付けごとの割合

令和3年度		令和4年度	
格付区分 S&P社	出再保険料における割合	格付区分 S&P社	出再保険料における割合
A+	100%	A A+	100%
合計	100%	合計	100%

⑥ 未収再保険金の額

(単位:千円)

種目	年度	令和3年度	令和4年度
火災保険		47,343	51,133
合計		47,343	51,133

## 経理に関する指標等

(保険種目の区分ごとの支払備金及び責任準備金、利益準備金及び任意積立金、損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動)

① 支払備金

(単位:千円)

種目	年度	令和3年度	令和4年度
火災保険		1,642	2,732
合計		1,642	2,732

② 責任準備金

(単位：千円)

種目	年度	令和3年度	令和4年度
火災保険		16,255	16,743
合計		16,255	16,743

③ 利益準備金及び任意積立金の残高

該当ありません

④ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

(単位：千円)

損害率上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定			
計算方法	正味既経過保険料×1%			
計上損失の増加	令和3年度	122	令和4年度	140

資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	年度	令和3年度		令和4年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現預金		65,811	26.2%	105,366	38.3%
金銭信託		0	0	0	0
有価証券		0	0	0	0
運用資産計		68,811	26.2%	105,366	38.3%
総資産		262,835	100.0%	274,800	100.0%

② 利息配当収入及び運用利回り

該当ありません。

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

④ 保有有価証券利回り

該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

責任準備金の残高

(単位：千円)

種目	区分	普通責任準備金	異常責任準備金	契約者配当準備金	合計
火災保険		15,061	1,681	0	16,742
合計		15,061	1,681	0	16,742

## 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	14,602	51,233
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	13,398	49,551
② 価額変動準備金	0	0
③ 異常危険準備金	1,204	1,681
④ 一般貸倒引当金	0	0
⑤ その他有価証券評価差損（税効果控除前）（99%又は100%）	0	0
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	0	0
⑦ 契約者配当金の一部（除、よく気配当所要額）	0	0
⑧ 将来利益	0	0
⑨ 税効果相当額	0	0
⑩ 負債性資本調達手段	0	0
告示（第14号）第2条第3項5号イに掲げるもの（⑩（a））	0	0
告示（第14号）第2条第3項5号ロに掲げるもの（⑩（b））	0	0
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	10,544	12,975
保険リスクの相当額	6,253	7,285
R1 一般保険リスク相当額	1,243	1,425
R4 巨大災害リスク相当額	5,010	5,860
R2 資産運用リスク相当額	5,044	6,547
価額変動等リスク相当額	0	0
信用リスク相当額	688	1,053
子会社等リスク相当額	0	0
再保険リスク相当額	4,356	4,982
再保険回収リスク相当額	0	511
R3 経営管理リスク相当額	339	415
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2) × (2)}	276.9%	789.6%

## 経理の状況

## 第 2 貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和3年度 (令和4年3月31日 現在)	令和4年度 (令和5年3月31日 現在)		令和3年度 (令和4年3月31日 現在)	令和4年度 (令和5年3月31日 現在)
資産の部			負債の部		
普通預金	68,811	105,366	普通支払備金	1,242	1,928
建物附属設備	410	0	IBNR備金	400	803
建物附属設備償却累計額	△ 205	0	普通責任準備金	15,052	15,061
ソフトウェア	12,596	3,598	異常危険準備金	1,203	1,681
【その他資産】			未払費用	176	116
営業未収入金	73,852	80,361	未払法人税等	392	408
代理店貸	4,068	5,119	未払金	59,384	65,934
未収入金	0	41	関係会社未払金	32,013	33,026
前払費用	628	856	賞与引当金	759	774
立替金	62	0	預り金	36	0
供託金	10,000	10,000	前受金	46,167	36,055
【繰延資産】					
開業費(保険業)	92,609	69,457	負債合計	156,827	155,791
			純資産の部		
			【株主資本】		
			資本金	200,000	225,000
			資本準備金	0	25,000
			【利益剰余金】		
			繰越利益剰余金	△ 93,992	△ 130,990
			利益剰余金合計	△ 93,992	△ 130,990
			株主資本合計	106,007	119,009
			純資産合計	106,007	119,009
資産合計	262,835	274,800	負債純資産合計	262,835	274,800

(貸借対照表に関する注記)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産

定額法を採用しています。

## ②無形固定資産

定額法を採用しています。

## (2) 引当金の計上基準

## ①賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額の内、当期負担額を計上しています。

## (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

## ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。



- (4) 保険業法第 113 条繰延資産への繰入額及び償却の計算は、定款の規定に基づき行っています。

当会社設立後最初の 5 事業年度の事業費は、各事業年度における保険事業純益と資産運用純益の合計額を超える部分を限度に繰延資産に計上し、当会社設立後 10 年以内の期間において毎年均等額以上を償却しています。

## 2. 支払備金及び責任準備金の内訳

### (1) 支払備金（普通支払備金+IBNR 備金） (単位：千円)

	金額
支払備金(出再支払備金控除前)	54,646
同上に係る出再支払備金	51,914
差引	2,732

### (2) 責任準備金 (単位：千円)

	金額
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	301,239
同上に係る出再責任準備金	286,177
差引	14,061
異常危険準備金	1,681
合計	16,743

## 5. 金融商品に関する事項

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金に限定しております。

又、借り入れによる資金調達は予定しておりません

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
現金及び預貯金	105,366	105,366
代理店貸	5,119	5,119
営業未収入金	29,228	29,228
仮払金	0	0

未払金	65,935	65,935
関係会社未払金	33,026	33,026
前受金	36,055	36,055

(注)金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、代理店貸、営業未収入金、仮払金、未払金、関係会社未払金、前受金は短期で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

6. 一株当たりの純資産額

23,801円81銭

## 第3 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)
<b>経常収益</b>		
保険料等収入		
収入保険料	293,039	347,803
再保険手数料	209,275	248,761
再保険手数料還付	△ 15,469	△ 17,110
再保険金	46,100	53,783
受事故調査費用	864	1,392
保険料等収入 合計	533,811	634,630
支払備金戻入		
支払備金戻入額	169	0
責任準備金戻入額	104	1,681
支払備金等戻入 合計	274	1,681
資産運用収益		
受取利息	0	0
雑収入	0	0
資産運用収益 合計	0	1
経常収益合計	534,086	636,314
<b>経常費用</b>		
保険金等支払金		
再保険料	279,214	331,696
再保険料戻入	△ 21,579	△ 22,999
支払保険金	48,526	56,614
事故調査費用	909	1,444
返戻金	21,839	22,877
代理店手数料	146,965	174,577
代理店手数料戻入	△ 11,358	△ 12,105
保険金等支払金 合計	464,517	552,105
支払備金等		
支払備金繰入額	643	686
IBNR備金繰入額	330	403
責任準備金繰入額	3,634	1,691
異常危険準備金繰入額	398	477
支払備金等 合計	5,006	3,259
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費 合計	88,092	94,207
その他経常費用		
開業費償却(保険業113条)	23,152	23,152
その他経常費用 合計	23,152	23,152
経常費用 合計	580,769	672,724
経常損失	46,683	36,410
税引前当期純損失	46,683	36,410
法人税、住民税及び事業税	414	588
当期純損失	47,098	36,998

(損益計算書に関する注記)

## 1. 収益及び費用に関する内訳

## (1) 正味収入保険料

(単位：千円)

	金額
元受正味保険料	324,926
支払再保険料	308,696
差引	16,230

## (2) 正味支払保険金 (単位：千円)

	金額
元受正味保険金	58,059
回収再保険金	55,176
差引	2,883

## (3) 支払備金繰入額 (普通支払備金繰入額+IBNR 備金繰入額) (単位：千円)

	金額
支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	21,802
同上に係る出再支払備金繰入額	20,712
差引	1,090

## (4) 責任準備金繰入額 (単位：千円)

	金額
普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	41,719
同上に係る出再責任準備金繰入額	41,709
差引	10
異常危険準備金繰入額	477
合計	487

## (5) 利息及び配当金等収入 (単位：千円)

	金額
預貯金利息	0
合計	0

## 2. 関係会社との取引高 (単位：千円)

	金額
関係会社との取引による費用総額	162,471

## 3. 一株当たり当期純損失

7, 399円71銭

## 第4 キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日～ 令和3年3月31日)	令和3年度 (令和3年4月1日～ 令和3年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	△ 46,683	△ 36,410
減価償却費	11,081	8,793
保険業法第113条繰延資産償却費	23,152	23,152
引当金の増減額(△は減少)	△ 331	15
支払備金の増加額(△は減少)	804	1,090
責任準備金の増加額(△は減少)	3,928	487
売上債権の増減額(△は増加)	△ 12,743	△ 7,559
仕入債務の増減額(△は減少)	8,837	7,563
その他資産の増減額(△は増加)	70	△ 165
その他負債の増減額(△は減少)	15,767	△ 10,208
小 計	3,882	△ 13,241
法人税等の支払額	△ 340	△ 572
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,542	△ 13,813
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 544	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 544	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	0	50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	50,000
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,997	36,555
現金及び現金同等物期首残高	65,814	68,811
現金及び現金同等物期末残高	68,811	105,366

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

## 1. 現金及び現金同等物の範囲

(単位：千円)

	金額
普通預金	105,366
現金及び現金同等物の期末残高	105,366

## 第5 株主資本等変動計算書

令和4年度 
 令和 4年4月1日から  
 令和 5年3月31日まで
 
 株主資本等変動計算書  
 (単位: 千円)

項目	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	200,000	0	0	△ 93,992	△ 93,992	106,007	106,007
当期変動額							
増資	25,000	25,000				5,000	5,000
当期純損失			0	36,998	36,998	36,998	36,998
変動額合計	25,000	25,000	0	△ 36,998	△ 36,998	13,001	13,001
当期末残高	225,000	25,000	0	△ 130,990	△ 130,990	119,009	119,009

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 1. 当会計期間年度末日における発行済株式の数        | 5,000 株 |
| 2. 当会計期間年度末日における自己株式の数         | なし      |
| 3. 当会計期間年度末日までに行った剰余金の配当に関する事項 | 該当なし    |
| 4. 当会計期間年度末日後に行なう剰余金の配当        | 該当なし    |

## IV コーポレートデータ

### 株式の状況

(1) 株式数

発行可能株式総数	8,000 株
発行済株式の総数	5,000 株

(2) 当年度末株主数

1 名

(3) 大株主

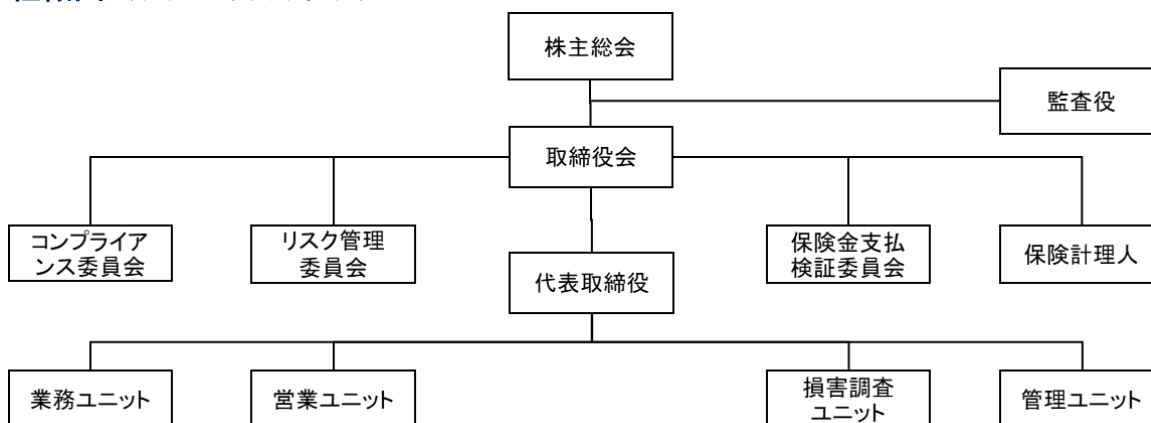
株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社リロググループ	5,000 株	100%

(4) 新株予約権等に関する事項

該当ありません。

(5) 会計監査人に関する事項  
該当ありません。

### 組織図 (令和4年度末現在)



### 役員 の 状 況

(令和3年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
阿部 映二	代表取締役	-	
門 田 康	取 締 役	株式会社リロググループ 取締役 CFO	
野田 丈二	取 締 役	株式会社リロ・フィナンシャルソリューションズ	
岩井 雅之	監 査 役	株式会社リロググループ 監査役	

### 従 業 員 の 状 況

区 分	前期末	当期末	当期増減 (△)
内務職員	3名	2名	△1名
営業職員	-	-	-

### 子 会 社 の 状 況

該当ありません

### 店 舗

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-3-23 電話 03-5312-8960

「リロ少額短期保険の現状」  
2023年7月発行  
〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-3-23  
03-5312-8960（代表）  
<https://www.relo-ssi.jp/>